

所定疾患施設療養費 算定狀況

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

〔 算定条件 〕

- 1 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するものであるので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められないものであること。
 - 2 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
 - 3 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
 - イ 肺炎
 - 尿路感染症
 - ハ 帯状疱疹（抗ウィルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全が増悪した方
 - 4 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
 - 5 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
 - 6 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

〔 2024年度算定状況（2024年4月1日～2025年3月31日）〕

1 肺炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	3	2	2	1	-	-	5	-	-	1	1	1	16
日数	23	9	10	10	-	-	34	-	-	10	4	10	110

□ 尿路感染症

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	7	4	6	6	6	10	6	2	4	3	5	4	63
日数	32	23	35	37	26	65	47	6	23	20	27	28	369

八 带状疱疹

二 峰窩織炎

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	1	1	-	-	-	-	2	2	2	-	-	2	10
日数	1	10	-	-	-	-	11	11	14	-	-	16	63

末 慢性心不全が増悪した方

日数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

※ イ 肺炎、口 尿路感染症、ハ 帯状疱疹、ニ 蜂窩織炎、ホ 慢性心不全が増悪した方の合計

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	11	7	8	7	6	10	13	4	6	4	6	8	90
日数	56	42	45	47	26	65	92	17	37	30	31	55	543